特　例　休　猟　区

番号	名称及び所在地	存続期間	面　積	区　域
1	鴨川特例休猟区 （ 鴨　川　市 ）	自平成 5.11.　1 ～ 至令和 8.10.31	935ha	鴨川市大字鴨川市道のオレンジロード沿線鴨川駅通線の境界線から鴨川駅前通線の交点を起点とし、同駅通線を北に進み、鴨川駅前通線と国道128号線の交点を起点とし、同国道を南に進み、市道アンダーパス沿線の交点に至り、同道路を南東に進み、鴨川駅前通線の交点に至り、同駅通線を南に進み、国道アンダーパス沿線の交点に至り、同道路を南に進み、鴨川駅前通線の交点に至り、同駅通線を南に進み起点に至る線に囲まれた面積 93ヘクタールの区域。
2	田中特例休猟区 （勝浦大野市）	自令和 5.11.　1 ～ 至令和 8.10.31	1,540ha	豊後大野市大野町大字下特の市道下特西平線と県道大野大分野線との交点を起点とし、同市道を南西に進み、市道酒井寺北線線との交点に至り、同市道を西に進み、市道平野線との交点に至り、同市道を北西に進み、市道神内寺線との交点に至り、同市道を北に進み、市道神内寺線との交点に至り、同市道を北に進み、市道酒井線との交点に至り、同市道を北に進み、市道酒井線との交点に至り、同市道を北に進み、農免大野台大分市道との境界に至り、同境界を南東に進み、市道酒井線との交点に至り、同市道を北に進み、市道酒井線との交点に至り、同市道を北に進み、国道二重野線との交点に至り、同国道を南に進み、市道酒井線との交点に至り、同市道を北に進み、国道四郎武野線との交点に至り、同国道を南に進み、国道二重野線との交点に至り、同国道を南に進み、国道四郎武野線との交点に至り、同国道を南に進み、県道大野大野線との交点に至り、同県道を南に進み、国道二重野線との交点に至り、同国道を南に進み起点に至る線に囲まれた面積 1,105ヘクタールの区域。
3	長者原特例休猟区 （九　重　町）	自令和 5.11.　1 ～ 至令和 8.10.31	980ha	県道別府一の宮線と県道日野市内線と町道鍋高山線との交点を起点とし、県道別府一の宮線を北東へと進み、市由市庁舎との境界に至り、同境界を南へと進み、市由市庁舎との境界に至り、同境界を南へと進み、市由市庁舎との境界に至り、同境界を南へと進み、市道高山線との交点に至り、同市道を南東へと進み、国道九重町線との交点に至り、同国道を北東へと進み、市道高山線との交点に至り、同市道を北東へと進み起点に至る区域に囲まれた面積 980ヘクタールの区域。
4	東谷特別休猟区 （豊後大野市）	自令和 5.11.　1 ～ 至令和 8.10.31	1,957ha	中津市本耶馬渓町大字落合の区域 500ヘクタールを除く面積を起点とし、同区域を北に進み、国道 500 号線を南東に進み、中津市と宇佐市との境界に至り、同境界を南に進み、国道 500 号線を南に進み、中津市と宇佐市との境界に至り、同境界を南に進み、国道 500 号線を南に進み起点に至る線に囲まれた面積 1,957ヘクタールの区域。
5	日出東部特休猟区 （日　出　町）	自令和 3.11.　1 ～ 至令和 6.10.31	1,558ha	町道東足大神線と国道 10 号線との交点を起点とし、国道 10 号線を北に進み市境を北に進み、国道日出町道日出山線との交点に至り、同国道を南東に進み、国道日出町道日出山線との交点に至り、同国道を南に進み市道中央本町線との交点に至り、同町道を北西に進み市道中央本町線との交点に至り、同町道を北西に進み市道東足大神線との交点に至り、同町道を南に進み起点に至る線に囲まれた面積 1,558ヘクタールの区域。
6	谷特別休猟区 （由　布　市）	自令和 3.11.　1 ～ 至令和 6.10.31	890ha	由布市挾間町大字鬼崎の興照八幡と大分川右岸との交点を起点とし、県道挾間鬼崎興照線を南西に進み、県道藤木興照線との交点に至り、同県道を南西に進み、県道藤木興照線を南に進み、大分市と由布市の境界に至り、同境界を南西に進み、大分川右岸との交点に至り、大分川右岸を下流に進み起点に至る線に囲まれた面積 890ヘクタールの区域。
7	中野特別休猟区 （豊後大野市）	自令和 3.11.　1 ～ 至令和 6.10.31	1,090ha	緑方町大字小原の主要地方道緑方高千穂線と大規模林道平日小国線との交点を起点とし、同林道を南に進み、同林道と緑方町との境界に至り、同境界を北に進み、同林道と緑方町との境界に至り、同境界を北に進み、同林道と緑方町との境界に至り、同境界を北に進み起点に至る線に囲まれた面積 1,090ヘクタールの区域。
8	市ノ瀬特例休猟区 （日　田　市）	自令和 3.11.　1 ～ 至令和 6.10.31	2,050ha	日田市中津江村合瀬の国道 442 号と市道中津江村合瀬の交点を起点とし、同道を南に進み、市道中川内線との交点に至り、同市道を南東に進み、元酒造蔵とキャンプ場の境界線との交点に至り、同境界線を南東に進み、同境界線を南東に進み、同市道を上津江村との境界に至り、同境界を南西に進み、熊本県熊本市と日田市中津江村との境界に至り、同境界を南西に進み、熊本県山鹿市菊鹿町と日田市中津江村との境界に至り、同境界を北西に進み、同市道を南西に進み、同市道中津江村合瀬の交点に至り、同国道を北に進み起点に至る区域に囲まれた面積 2,050ヘクタールの区域。
9	豊後高田市鹿特休猟区 （豊後高田市）	自令和 3.11.　1 ～ 至令和 6.10.31	1,934ha	豊後高田市大字鹿特市の市道下名石線と県道豊後高田深東線との交点を起点とし、同道を南に進み、同道鹿城台西線との交点に至り、同道を南に進み、市道鹿城台西線との交点に至り、同道を南に進み、市道鹿城台西線との交点に至り、同道を南に進み、県道豊後高田鹿城台線との交点に至り、同道を北西に進み、鹿城台西線との交点に至り、同道を北西に進み、鹿城台西線との交点に至り、同道を北西に進み、市道宇佐見川線との交点（如意寺橋）に至り、同川右岸を北に進み、市道宇佐見川線との交点に至り、同道を北に進み起点に至る区域に囲まれた面積 1,934ヘクタールの区域。
10	臼戸本特休猟区 （国　東　市）	自令和 4.11.　1 ～ 至令和 7.10.31	640ha	国東市国東町東浦の市道オレンジロード国東線と県道文殊山線との交点を起点とし、同県道を南西に進み、市道寺浦線との交点に至り、同市道を南に進み、市道寺浦線との交点に至り、同市道を南に進み、市道オレンジロード国東線との交点に至り、同市道を南東に進み、市道オレンジロード国東線との交点に至り、同市道を南東に進み、市道オレンジロード国東線との交点に至り、同市道を南東に進み起点に至る区域に囲まれた面積 640ヘクタールの区域。
11	荻特別休猟区 （竹　田　市）	自令和 4.11.　1 ～ 至令和 7.10.31	2,425ha	竹田市荻町大字魚木の県道高台野田線と大分県と熊本県との境界の交差点を起点とし、同境界を北に進み、荻町と竹田市との境界に至り、同境界を東に進み起点に至る区域に囲まれた面積 2,425ha の区域。
12	太田特別休猟区 （玖　珠　町）	自令和 4.11.　1 ～ 至令和 7.10.31	880ha	県道森飯野線と国道 387 号との交差点を起点とし、県道森飯野線を北西に進み、県道恵良線との交叉点に至り、同県道を北西に進み、町道太田線と交叉し、同町道を北に進み、町道太田一馬場線と交叉し同町道を北へ進み、町道西川原線と交叉し、同町道を南へ進み、国道 387 号と交叉し、同国道を南へ進み起点に至る区域に囲まれた面積 880ヘクタールの区域。
13	上内河野特休猟区 （千　代　田　町）	自令和 4.11.　1 ～ 至令和 7.10.31	1,553ha	宇佐市安心院町東上内の市道深見尻内線と大分県と熊本県との境界の交差点を起点とし、同境界を北に進み、荻町と竹田市との境界に至り、同境界を東に進み起点に至る区域に囲まれた面積 1,553ヘクタールの区域。

特定猟具（銃）使用禁止区域

番号	名称及び所在地	存続期間	面　積	区　域
1	別府湾 特定猟具（銃）使用禁止区域 （別府市・大分市）	自平成 30.11.　1 ～ 至令和 10.10.31	965ha	別府市北浜の国道10 号と別府市の交差点を起点とし、同国道を東に進み、潮汐湾岸道に平、市道潮汐湾岸線と国道10 号の交差点に至り、同国道を南に進み、潮汐湾岸道に平、市道潮汐湾岸線と国道10 号の交差点に至り、同国道を南に進み、市道潮汐湾岸線と国道10 号の交差点に至り、同国道を南に進み、市道潮汐湾岸線と国道10 号の交差点に至り、同国道を南に進み起点に至る線に囲まれた面積 965ヘクタールの区域。
2	耶馬渓 特定猟具（銃）使用禁止区域 （中津市・宇佐市）	自令和 30.11.　1 ～ 至令和 10.10.31	1,105ha	中津市耶馬渓町大字嶋田の県道森耶馬渓線と県道耶馬渓線との交差点を起点とし、県道耶馬渓線を南に進み、市道若戸線との交差点に至り、同市道を南に進み、市道若戸線との交差点に至り、同市道を南に進み、市道若戸線との交差点に至り、同市道を南に進み、市道若戸線との交差点に至り、同市道を南に進み、市道若戸線との交差点に至り、同市道を南に進み、国道耶馬渓線との交差点に至り、同国道を南に進み、国道耶馬渓線との交差点に至り、同国道を南に進み、国道耶馬渓線との交差点に至り、同国道を南に進み、国道耶馬渓線との交差点に至り、同国道を南に進み、国道耶馬渓線との交差点に至り、同国道を南に進み起点に至る線に囲まれた面積 1,105ヘクタールの区域。
3	静浦特別猟具 （日　田　市）	自令和 30.11.　1 ～ 至令和 10.10.31	497ha	大分市大字日方第 1 の 1 の 1 号線立地変更地を起点とし、南印鑑を北に進み、同印鑑の北東突端に至り、同南小原入谷沿を北西に進み、同南小原入谷沿を北西に進み、同南小原入谷沿を北西に進み